

# 衣 浦 港 港 湾 計 画 書

— 改 訂 —

平成 2 6 年 2 月

衣 浦 港 港 湾 管 理 者  
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年 1月 第21回愛知県地方港湾審議会
- ・平成13年 7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 3月 第25回愛知県地方港湾審議会
- ・平成19年11月 第30回愛知県地方港湾審議会

の議を経た衣浦港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| I   | 港湾計画の方針          | 1  |
| 1   | 衣浦港への要請          | 1  |
| 2   | 計画の基本方針          | 3  |
| II  | 港湾の能力            | 6  |
| III | 港湾施設の規模及び配置      | 7  |
| 1   | 公共埠頭計画           | 7  |
| 2   | 専用埠頭計画           | 9  |
| 3   | 水域施設計画           | 10 |
| 4   | 小型船だまり計画         | 12 |
| 5   | 臨港交通施設計画         | 15 |
| IV  | 港湾の環境の整備及び保全     | 17 |
| 1   | 自然的環境を整備又は保全する区域 | 17 |
|     | (1)良好な景観を形成する区域  | 17 |
| 2   | 廃棄物処理計画          | 18 |
| 3   | 港湾環境整備施設計画       | 20 |
| V   | 土地造成及び土地利用計画     | 23 |
| 1   | 土地造成計画           | 23 |
| 2   | 土地利用計画           | 24 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 3   | 海浜計画                                   | 25 |
| VI  | 港湾の効率的な運営に関する事項                        | 26 |
| VII | その他重要事項                                | 27 |
| 1   | 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として<br>機能するために必要な施設 | 27 |
| 2   | 港湾及び港湾に隣接する地域の保全                       | 28 |
| 3   | 大規模地震対策施設計画                            | 29 |
| 4   | 港湾施設の利用                                | 30 |
| 5   | その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項                  | 31 |
|     | (1)橋梁の桁下空間の確保                          | 31 |
|     | (2)利用について検討を要する空間                      | 31 |

# I 港湾計画の方針

## 1 衣浦港への要請

三河湾の西奥部に位置する衣浦港は、明治 32 年に武豊港として開港したのち、昭和 32 年に衣ヶ浦湾に点在した中小港湾を統合し、重要港湾に指定された。

本港は、5 市 3 町の市町が隣接する広大な水域に、臨海工業用地を造成することにより発展を続けてきた。平成 24 年における港湾取扱貨物量は、外貿 1,318 万トン、内貿 550 万トン、合計 1,868 万トンとなっており、主要貨物として石炭、木材チップ、とうもろこし、鋼材、金属くず、廃棄物（石炭灰）などのバルク貨物を取り扱っている。知多及び西三河地域のみならず、岐阜県など広域に渡って物流・生産活動を支えている工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所などが立地する地域のエネルギー供給拠点としての役割も担っている。また、成長産業として期待されている航空宇宙産業が立地しており、平成 23 年に国際戦略総合特区として「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されている。一方、隣接する 5 市 3 町の市町は豊かな歴史的・文化的・産業的な地域資源を有しており、美浜・西尾・一色地区においては、自然豊かな海岸線や干潟・浅場が存在し、のり養殖業やあさり漁業などの漁業活動も盛んである。

本港を取り巻く状況は近年大きく変化し、入港するバルク船の大型化など、情勢変化への対応が必要となっており、外貿貨物量の増大や大型

化した船舶への対応及びばら積み貨物のストックヤードとして必要な貨物保管用地の確保が課題となっている。また、岸壁等の老朽化が進展しており、これらの施設への対応も必要となっている。このため、港湾施設の再編等による港湾機能の高度化を図り、港湾の競争力を強化していくことが求められている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来、高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海地震等の地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの風水害への対策が急務であるとともに、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、港湾全体としてのBCPの策定が求められている。既存施設については、利用実態や状況を見極め、計画的な施設の更新・再編と適切かつ効率的な維持管理を進めていくことが求められている。

一方、衣浦港には、藤江の渡し、亀崎潮干祭り、半田運河と黒蔵など、多くの歴史的・文化的・産業的な地域資源が存在しており、地元市町、市民、NPO等の主体的な参画も得て、豊かな地域資源を最大限に活かした魅力ある港湾空間（海辺の回廊）の形成が求められている。

自然環境や漁業活動との共生を継続し、港湾施設の整備にあたっては、自然環境に与える影響を極力回避、低減するために、生態系に配慮した構造形式を採用する等、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していくことが求められている。

## 2 計画の基本方針

地域の生活と産業を支える衣浦港の産業競争力を強化するとともに、物流・産業、交流・環境、安全・安心の機能が融合した魅力ある港を実現するため、長期的将来展望を踏まえた衣浦港の将来像を、

「地域と共に<sup>こしき</sup>轂※となって発展する元気な港」

とする。

この将来像に向け、平成 30 年代後半を目標年次として以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

※轂・・・車輪の中心部分。衣浦港発展のためには港を取り囲む 5 市 3 町の地域が、一丸となって進む必要があることから、この概念を「轂」で表現。

### (1) 【物流・産業】～知多・西三河地域の産業を支える

#### 物流拠点としての港づくり～

- 知多及び西三河地域におけるばら積み貨物の取扱拠点として、大型化した船舶に対応するとともに、老朽化した埠頭の再編・集約及び不足する埠頭用地を確保し、港湾利用者の使いやすさに配慮した港湾機能を確保する。
- 臨海部における産業活動を支援するとともに、将来の衣浦港への要請にも対応可能な港湾空間を確保する。
- 背後圏とのアクセス（東西軸・南北軸）を強化するために、背後圏における道路整備と連携しながら、臨港交通体系の充実を図る。
- サービス水準の向上などによる港湾の競争力強化を目指して、民の視点を取り入れた効率的な港湾運営を推進する。

## (2) 【交流・環境】～豊かな地域資源を活かした快適な港づくり～

- 多くの歴史的・文化的・産業的な地域資源を活かした親しまれる港湾空間の形成を図る。
- 自然環境及び漁業活動との共生を継続し、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していく。
- 港湾及び周辺地域で発生する浚渫土砂・廃棄物等を、産業活動を支援する用地造成や、干潟造成などの環境改善に有効活用する。

## (3) 【安全・安心】～災害に対して粘り強い港づくり～

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震等の地震・津波対策の推進として、災害発生時における背後圏への緊急物資輸送に必要な耐震強化岸壁の整備水準を確保するとともに、継続的な経済活動を可能とする港湾機能を確保する。
- 台風や高潮、津波などの風水害に対して、高潮防波堤や海岸保全施設等による地域の安全と港湾活動の継続を可能にするため、台風・高潮・津波対策を推進する。
- 港湾施設の計画的な維持管理を行い、必要な港湾機能を確保する。

## (4) 港湾空間のゾーニング

以上の方針のもと、「物流・産業」「交流・環境」「安全・安心」の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 亀崎地区の亀崎埠頭周辺、中央西地区、武豊地区の武豊北埠頭周辺、中央東地区及び外港地区は、物流関連ゾーンとする。



- ② 亀崎地区から武豊地区及び高浜地区から西尾地区にかけての地区は、産業関連ゾーンとする。
- ③ 東浦地区から美浜地区及び刈谷地区から西尾地区にかけての地区は、交流関連ゾーンとする。
- ④ 耐震強化岸壁が位置する中央西・東地区、武豊地区及び外港地区をはじめ、港口部の高潮防波堤や海岸保全施設等を含めた美浜、碧南、西尾及び一色地区は、防災関連ゾーンとする。
- ⑤ 武豊地区1号地周辺及び碧南地区2号地周辺は、エネルギー関連ゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のとおり定める。

|          |     |          |
|----------|-----|----------|
| 取扱貨物量    | 外 貿 | 1,600万トン |
|          | 内 貿 | 680万トン   |
|          | 合 計 | 2,280万トン |
| 船舶乗降旅客数等 |     | 1.3万人    |

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 中央西地区

木材チップ、石炭等の外貿貨物及び砂利・砂、動植物性製造飼肥料等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 480 m (うち 1 バース既設)

[既定計画]

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 355 m (うち 1 バース既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 480 m (うち 1 バース既設)  
水深 10 m 岸壁 3 バース 延長 525 m (うち 1 バース既設)

埠頭用地 39 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画  
埠頭用地 27 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

埠頭用地 4 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設  
緑地 4 ha

埠頭用地 10ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

[既設の変更計画]

既定計画  
港湾関連用地 10ha

## 1-2 外港地区

木材チップ、とうもろこし及び金属くずの外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長280m [既定計画の変更計画]

水深10m 岸壁1バース 延長170m [新規計画]

埠頭用地 23ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

[既定計画の変更計画]

既定計画  
水深12m 岸壁1バース 延長240m  
埠頭用地 7ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

## 2 専用埠頭計画

### 2-1 亀崎地区

立地企業の事業計画の変更に伴い、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深9m ドルフィン1バース [既設の変更計画]

既設  
水深11m ドルフィン1バース (工事中)

### 2-2 武豊地区

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁1バース 延長160m [新規計画]

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設  
水深7.5m 岸壁1バース 延長184m  
水深12m ドルフィン1バース  
水深7.5m ドルフィン1バース

### 3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地を次のとおり計画する。

#### 3-1 航路

中央航路 水深12m 幅員400～600m [既定計画]

なお、これに伴い、高潮中央防波堤150mを撤去する。

#### 3-2 泊地

東浦地区

水深2m 面積14ha [既定計画の変更計画]

[既定計画  
水深2m 面積19ha]

亀崎地区

水深11m 面積6ha [既定計画の変更計画]

[既定計画  
水深11m 面積65ha]

中央西地区

水深12m 面積12ha [既定計画]

水深10m 面積5ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 12 m 面積 12 ha  
水深 10 m 面積 12 ha

#### 武豊地区

水深 12 m 面積 114 ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 12 m 面積 139 ha  
水深 9 m [新規計画]  
水深 7.5 m [新規計画]

#### 碧南地区

水深 12 m 面積 33 ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 12 m 面積 53 ha

#### 外港地区

水深 12 m 面積 26 ha [既定計画の変更計画]

水深 10 m 面積 4 ha [新規計画]

既定計画  
水深 12 m 面積 18 ha

## 4 小型船だまり計画

### 4-1 東浦地区

(東浦北船だまり)

当該地区の利用形態の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| 既定計画 |        |          |
| 泊地   | 水深 2 m | 面積 1 h a |
| 航路   | 水深 2 m | 幅員 2.5 m |
| 防波堤  |        | 延長 50 m  |
| 小型栈橋 |        | 2 基      |
| 物揚場  | 水深 2 m | 延長 150 m |
| 埠頭用地 |        | 1 h a    |

(東浦南船だまり)

当該地区の利用形態の見直しに伴い、以下の施設について計画を変更する。

|      |        |          |             |
|------|--------|----------|-------------|
| 泊地   | 水深 2 m | 面積 3 h a | [既定計画の変更計画] |
| 小型栈橋 |        | 2 基      | [既定計画]      |

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| 既定計画 |        |          |
| 泊地   | 水深 2 m | 面積 2 h a |
| 小型栈橋 |        | 2 基      |



#### 4-2 亀崎地区

(亀崎船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |    |
|------|----|
| 既定計画 |    |
| 小型栈橋 | 1基 |

#### 4-3 中央南地区

(中央南船だまり)

中央西地区における水域施設計画の変更に伴い、以下の施設について計画を変更する。

航路 水深4m 幅員70m [既定計画の変更計画]

|               |  |
|---------------|--|
| 既定計画          |  |
| 航路 水深4m 幅員70m |  |

#### 4-4 武豊地区

(武豊船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |    |
|------|----|
| 既定計画 |    |
| 小型栈橋 | 4基 |

(富貴船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |             |
|------|-------------|
| 既定計画 |             |
| 小型栈橋 | 5基 (うち4基既設) |

#### 4-5 高浜地区

(高浜木材埠頭船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |             |
|------|-------------|
| 既定計画 |             |
| 小型栈橋 | 6基 (うち5基既設) |

#### 4-6 中央東地区

(中央埠頭東船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |        |
|------|--------|
| 既定計画 |        |
| 防波堤  | 延長170m |

#### 4-7 碧南地区

(港南船だまり)

既定計画どおりとする。

|      |    |
|------|----|
| 既定計画 |    |
| 小型栈橋 | 2基 |

## 5 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 5-1 道路

臨港道路武豊線 [既定計画]

既定計画どおりとする。

(区間A) 起点 中央埠頭西 終点 7号地交差点 4車線

[既設]

(区間B) 起点 7号地交差点 終点 武豊埠頭 4車線

[既定計画](うち2車線工事中)

(既定計画)  
起点 中央埠頭西  
終点 武豊埠頭 4車線

臨港道路武豊美浜線 [既定計画]

既定計画どおりとする。

(区間A) 起点 臨港道路武豊線 終点 旭交差点 4車線

[既定計画](うち2車線工事中)

(区間B) 起点 旭交差点 終点 臨港道路知多西三河線 4車線

[既定計画]

(既定計画)  
起点 臨港道路武豊線  
終点 臨港道路知多西三河線 4車線

臨港道路知多西三河線 [既定計画]

既定計画どおりとする。

既定計画

起点 国道247号

終点 碧南市道港南1号線 2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 自然的環境を整備又は保全する区域

#### (1) 良好な景観を形成する区域

かつて酒・酢などの醸造業や製品を運ぶ海運業が栄え、衣浦港の発展を支えた半田運河周辺地域が、歴史的・文化的・産業的資源を活かした魅力ある港湾空間となるよう、「良好な景観を形成する区域」を次のとおり計画する。

中央西地区において「良好な景観を形成する区域」を定める。

[新規計画]

## 2 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺地域において発生の見込まれる浚渫土砂 380 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

中央南地区 海面処分用地 43ha [新規計画]

- (2) 石炭火力発電所から排出される石炭灰等の産業廃棄物 600 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

武豊地区 海面処分用地 29ha [既定計画の変更計画]

武豊地区 海面処分用地 24ha [新規計画]

### 既定計画

石炭火力発電所から排出される石炭灰等の産業廃棄物 290 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

武豊地区 廃棄物処理用地 27ha

(3) 港湾及びその周辺地域において発生の見込まれる一般廃棄物、産業廃棄物及び浚渫土砂650万m<sup>3</sup>を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

外港地区 海面処分用地 65ha [既定計画の変更計画]

既定計画

衣浦港周辺地域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物及び浚渫土砂740万m<sup>3</sup>を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

外港地区 廃棄物処理用地 99ha (うち31ha 工事中)

### 3 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、次のとおり計画する。

東浦地区                      海浜   延長 3 4 0 m                      [新規計画]

東浦地区                      緑地   2 h a                      [既定計画の変更計画]

既定計画  
東浦地区                      緑地   1 h a

亀崎地区                      緑地   2 h a                      [既設の変更計画] (既設)

既定計画  
亀崎地区                      緑地                      1 h a  
既設  
亀崎地区                      埠頭用地                      1 h a

亀崎地区                      緑地   2 h a                      [既定計画]

中央西地区                      緑地   4 h a                      [既定計画の変更計画]

既定計画  
中央西地区                      緑地   6 h a



中央西～中央東地区 緑地 7 h a (うち3 h a 既定計画)

(うち3 h a 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画  
中央西～中央東地区 緑地 7 h a (うち5 h a 既定計画)  
(うち1 h a 既設)

中央西地区 緑地 6 h a [既設の変更計画] (既設)

既設  
中央西地区 緑地 10 h a

中央南地区 海浜 延長500 m [新規計画]

武豊地区 海浜 延長620 m [既定計画]

武豊地区 緑地 5 h a [既定計画の変更計画]

既定計画  
武豊地区 緑地 6 h a

美浜地区 海浜 延長1,760 m [新規計画]

高浜～碧南地区 緑地 8 h a [既定計画]

中央東地区 緑地 7 h a (うち4 h a 既設) [既定計画]

外港地区 緑地 18ha [新規計画]

一色地区 海浜 延長870m [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

〔 既定計画  
中央南地区 緑地 2ha 〕

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

(単位:ha)

| 用途地区名 | 埠頭用地       | 港湾関連用地   | 工業用地       | 都市機能用地 | 交通機能用地   | 緑地         | 海面処分用地       | 公共用地 | 合計           |
|-------|------------|----------|------------|--------|----------|------------|--------------|------|--------------|
| 東浦地区  |            |          |            |        |          | (2)<br>2   |              |      | (2)<br>2     |
| 亀崎地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 中央西地区 | (39)<br>39 |          |            |        |          |            |              |      | (39)<br>39   |
| 中央南地区 |            |          |            |        |          |            | (43)<br>43   |      | (43)<br>43   |
| 武豊地区  |            |          |            |        | (1)<br>1 | (5)<br>5   | (53)<br>53   |      | (59)<br>59   |
| 美浜地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 刈谷地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 高浜地区  |            |          | (14)<br>14 |        |          |            |              |      | (14)<br>14   |
| 新川地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 中央東地区 |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 碧南地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 西尾地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 一色地区  |            |          |            |        |          |            |              |      |              |
| 外港地区  | (23)<br>23 | (4)<br>4 |            |        | (2)<br>2 | (18)<br>18 | (65)<br>65   |      | (112)<br>112 |
| 合計    | (62)<br>62 | (4)<br>4 | (14)<br>14 |        | (4)<br>4 | (25)<br>25 | (161)<br>161 |      | (270)<br>270 |

注1) ( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

## 2 土地利用計画

(単位:ha)

| 用途<br>地区名 | 埠頭用地         | 港湾関連<br>用地 | 工業用地             | 都市機能<br>用地 | 交通機能<br>用地 | 緑地          | 海面処分<br>用地   | 公共用地 | 合計               |
|-----------|--------------|------------|------------------|------------|------------|-------------|--------------|------|------------------|
| 東浦地区      | (1)<br>1     |            |                  |            | (1)<br>1   | (5)<br>5    |              |      | (6)<br>6         |
| 亀崎地区      | (21)<br>21   |            | (412)<br>412     |            | (4)<br>4   | (9)<br>13   |              |      | (446)<br>450     |
| 中央西地区     | (69)<br>69   | (35)<br>35 | (50)<br>50       |            | (10)<br>10 | (19)<br>26  |              |      | (182)<br>189     |
| 中央南地区     | (13)<br>13   |            | (153)<br>153     | 22         | (7)<br>7   |             | (43)<br>43   |      | (216)<br>238     |
| 武豊地区      | (15)<br>15   | (1)<br>1   | (288)<br>288     |            | (17)<br>17 | (9)<br>9    | (53)<br>53   |      | (384)<br>384     |
| 美浜地区      |              |            |                  |            |            |             |              |      | 0                |
| 刈谷地区      | (1)<br>1     |            |                  |            |            |             |              |      | (1)<br>1         |
| 高浜地区      | (10)<br>10   |            | (102)<br>102     |            |            | (5)<br>5    |              |      | (117)<br>117     |
| 新川地区      | (5)<br>5     |            | (267)<br>267     |            |            | (5)<br>5    |              |      | (277)<br>277     |
| 中央東地区     | (29)<br>29   | (3)<br>3   | (167)<br>167     |            | (8)<br>8   | (11)<br>11  |              |      | (218)<br>218     |
| 碧南地区      |              |            | (265)<br>265     | 12         | (8)<br>8   | (15)<br>21  |              |      | (288)<br>305     |
| 西尾地区      | (1)<br>1     |            | (12)<br>12       | 67         | (1)<br>1   | (0)<br>12   |              |      | (14)<br>92       |
| 一色地区      | (5)<br>5     |            |                  |            | (1)<br>1   |             |              |      | (5)<br>5         |
| 外港地区      | (23)<br>23   | (4)<br>4   |                  |            | (3)<br>3   | (18)<br>18  | (65)<br>65   |      | (113)<br>113     |
| 合計        | (192)<br>192 | (43)<br>43 | (1,716)<br>1,716 | 101        | (59)<br>59 | (94)<br>124 | (161)<br>161 | 0    | (2,264)<br>2,394 |

注1) ( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

### 3 海浜計画

単位:m

| 地区名 \ 用途 | 海浜               |
|----------|------------------|
| 東浦地区     | (340)<br>340     |
| 中央南地区    | (500)<br>500     |
| 武豊地区     | (620)<br>620     |
| 美浜地区     | (1,760)<br>1,760 |
| 一色地区     | (870)<br>870     |
| 合計       | (4,090)<br>4,090 |

注1) ( ) 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

#### 既定計画

単位:m

| 地区名 \ 用途 | 海浜           |
|----------|--------------|
| 武豊地区     | (620)<br>620 |
| 合計       | (620)<br>620 |

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

バルク貨物の取扱等において、港湾の競争力の向上及びサービス水準の向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進めるなど、効率的な運営体制の確立に取り組む。

## VII その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

中央航路 水深12m 幅員400～600m [既定計画]

#### 中央西地区

岸壁1バース 水深12m 延長240m [既定計画]

泊地 水深12m 面積12ha [既定計画]

#### 外港地区

岸壁1バース 水深12m 延長280m

[既定計画の変更計画]

泊地 水深12m 面積26ha

[既定計画の変更計画]

臨港道路 知多西三河線 [既定計画]

起点 国道247号

終点 碧南市道港南1号線 2車線

## 2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

既に計画されている施設のうち、港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図るため、災害を防止するための主要な施設として、次のとおり位置づける。

|      |         |             |      |
|------|---------|-------------|------|
| 武豊地区 | 高潮西防波堤  | 延長 1, 100 m | [既設] |
| 外港地区 | 高潮中央防波堤 | 延長 200 m    | [既設] |
| 碧南地区 | 高潮東防波堤  | 延長 50 m     | [既設] |



### 3 大規模地震対策施設計画

[緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設]

今回計画している施設及び既存の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

#### 中央西地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設]

緑地 1 ha [既設]

#### 武豊地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設]

緑地 1 ha [既設]

#### 中央東地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既設]

緑地 1 ha [既設]

#### 外港地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [新規計画]

緑地 1 ha [新規計画]

#### 4 港湾施設の利用

物資補給等を目的とした船舶係留に対応するための物資補給施設を次のとおり計画する。

##### 亀崎地区

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 370 m [既設]

##### 中央西地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既設]

##### 武豊地区

水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 180 m [既設]

##### 高浜地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設]

水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 180 m [既設]

##### 新川地区

水深 4.5 m 岸壁 2 バース 延長 100 m [既設]

##### 中央東地区

水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 270 m [既設]

## 5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

### (1) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

| 橋梁名（仮称）                    | 確保する桁下空間                            |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 衣浦港中央航路横断橋<br>(臨港道路知多西三河線) | 中央部 幅 400 m<br>高さ N.H.H.W.L + 5.5 m |

注) N.H.H.W.L は略最高高潮面であり、D.L + 2.61 m とする。

### (2) 利用について検討を要する空間

美浜地区、西尾地区及び一色地区における海域については、将来の衣浦港への要請に応じた港湾整備の可能性もある一方で、自然環境や漁業活動との共生に関して重要なエリアとなるため、「利用について検討を要する空間」として位置付け、その利用方針については、今後の検討課題とする。